

7 弥 監 公 表 第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 29 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7 弥生第 55 号
令和 8 年 1 月 22 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 7 年度生涯学習課定期監査報告における措置及び検討状況の報告について
(通知)

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、地方自治法
第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	契約に係る事務について
監査結果報告における指摘事項 弥富市指名競争入札関係取扱基準の見積業者数としておらず、1者に減じているものが複数あった。見積を徴取した1者にしかできない内容でないならば、基準に沿った見積業者数で見積を徴収されたい。 ア 「弥富市健康歩こう会バス借上げ」の契約について、見積業者数は3業者であるが、「バスの確保が確約されているため。」という理由で、他の請負業者の確認をせず、1者に減じていた。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	生涯学習課	
原因・理由・背景などの事情説明	準備段階で人材不足によるバス確保の確実性が懸念されたため、1事業者になってしまいました。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	次回
	誰が (どこが)	スポーツ振興Gの担当者
	何を (どこを)	予定価格に応じた数の事業者
	どのように措置(改善)した(する)	運転手が確保できるよう、イベント開催までの期間を考慮して事業者に見積徴取などを行う。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年12月26日、担当者と打合せ済

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	契約に係る事務について
監査結果報告における指摘事項 弥富市指名競争入札関係取扱基準の見積業者数としておらず、1者に減じているものが複数あった。見積を徴取した1者にしかできない内容でないならば、基準に沿った見積業者数で見積を徴収されたい。 イ 「YATOMI スポーツフェスティバル健康体験教室業務委託」の契約について、見積業者数は2業者であるが、「健康をテーマとした体験型のイベントの開催にあたり、特殊な器具を使用した健康チェック、専用ソフトを使用したデータ分析、助言を行うなどの実績があるため。」という理由で、他の請負業者の確認をせず1者に減じていた。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	生涯学習課	
原因・理由・背景などの事情説明	事業者の行っている事業内容が、他の事業者では行っていない特殊な内容であったため、1業者としてしまいました。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	次回
	誰が (どこが)	スポーツ振興Gの担当者
	何を (どこを)	予定価格に応じた数の事業者
	どのように措置(改善)した(する)	仕様書の内容を見直し、事業が行える事業者を確認して、見積徴取などを行う。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年12月26日、スポーツ振興Gの担当者と打合せ済

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	契約に係る事務について
監査結果報告における指摘事項 <p>弥富市指名競争入札関係取扱基準の見積業者数としておらず、1者に減じているものが複数あった。見積を徴取した1者にしかできない内容でないならば、基準に沿った見積業者数で見積を徴収されたい。</p> <p>ウ 「スポーツフェスティバル屋外会場設営業務委託」の契約内容は「屋外会場の設営及び撤去」で、テントの設営、テーブル及び椅子の設営を委託するもので、見積業者数は3業者であるが、「市内各イベントの企画運営を受注しており、運営の実績があるため。」という理由で、他の請負業者の確認をせず1者に減じていた。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	生涯学習課	
原因・理由・背景などの事情説明	過去の実績のみに頼ってしまい、事業が実施できる他の事業者の確認などを怠ってしまいました。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	次回
	誰が (どこが)	スポーツ振興Gの担当者
	何を (どこを)	予定価格に応じた数の事業者
	どのように措置(改善)した(する)	事業が行える事業者を確認して、見積徴取などを行う。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年12月26日、スポーツ振興Gの担当者と打合せ済

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	契約に係る事務について
監査結果報告における指摘事項 弥富市指名競争入札関係取扱基準の見積業者数としておらず、1者に減じているものが複数あった。見積を徴取した1者にしかできない内容でないならば、基準に沿った見積業者数で見積を徴収されたい。 エ 「トラクター車両点検委託」の契約において、基準の見積業者数は2業者であるが、「点検実績があり、スポーツトラクター構造を熟知している。」という理由で、他の請負業者の確認をせず1者に減じていた。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	生涯学習課	
原因・理由・背景などの事情説明	過去の点検実績のみに頼ってしまい、他に点検が実施できる事業者の確認などを怠ってしまいました。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	次回
	誰が (どこが)	スポーツ振興Gの担当者
	何を (どこを)	予定価格に応じた数の事業者
	どのように措置(改善)した(する)	点検が行える事業者を確認して、見積徴取などを行う。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年12月26日、スポーツ振興Gの担当者と打合せ済

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(2)	旅行命令・依頼簿について
監査結果報告における指摘事項		
<p>職員の住所又は居所の欄に記入をしなければならないが、全員未記入だった。令和3年度から令和6年度にかけて指摘しているが改善されていない。</p> <p>資金前渡清算書において、高速道路の領収書が添付されており、10月1日「亀山」、10月4日「敦賀」、11月14日「大山川」へ公用車で出張しているが、旅行命令簿・依頼簿に記入がない。令和5年度及び令和6年度にも同様の指摘をしているが、事務の改善されていない。</p> <p>また、公用車運転日誌において、大治町、一宮市、津島市、鈴鹿市、安城市への出張が確認できたが、旅行命令簿・依頼簿に10件以上記載がない。「旅行命令・依頼簿、旅費請求書記載留意事項（平成27年4月1日改正）」のとおり適切に管理されたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	生涯学習課	
原因・理由・背景などの事情説明	職員の認識不足により記入を怠ってしまいました。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	すみやかに
	誰が (どこが)	生涯学習課職員
	何を (どこを)	旅行命令・依頼簿
	どのように措置(改善)した(する)	未記載個所の記載を行い、今後は必要時に記載するようにした。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年12月26日周知済

令和7年度定期監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	旅行命令・依頼簿について
監査結果報告における指摘事項 公用車運転日誌より、あま市への出張が確認できるが、旅行命令・依頼簿の綴りが作成されていない。「旅行命令・依頼簿、旅費請求書記載留意事項（平成27年4月1日改正）」のとおり、旅行命令・依頼簿の記載が必要な出張なため、今後は適切に管理されたい。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	生涯学習課（十四山スポーツセンター）	
原因・理由・背景などの事情説明	今回指摘を受けた出張については、コミュニティ推進協議会の用務であるため、記載は必要ないと考えていた。	
措置の状況	いつ（いつまでに）	すみやかに
	誰が（どこが）	十四山スポーツセンター職員
	何を（どこを）	旅行命令・依頼簿
	どのように措置（改善）した（する）	作成し、必要時に記載できるようにした。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年12月27日周知済。